

様式第8号裏面

様式第8号(裏面)

②労働者の職種 調理師	③負傷又は発病の時刻 午後 10 時 40 分頃	④平均賃金(算定内訳別紙1のとおり) 9,640 円 65 銭
⑤所定労働時間 午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで	⑥休業補償給付額、休業時(予知給付額)別支給金額の改定比率(別紙2のとおり)	
⑦災害の原因及び発生状況 (あ) どのような場所(い) どのような作業をしているときに (う) どのような物又は環境に (え) どのような不安全又は有害な状態があって (お) どのような災害が発生したかを詳細に記入すること 調理場で食材を運搬中、足元にあった段差(10cm)につまずき前向きに転倒し、左肘を強打した。		
⑧ 等の受給関係 厚生年金保険		
(イ) 基礎年金番号	(ロ) 被保険者資格の取得年月日	年 月 日
(ハ) 当該傷病に関して支給される年金の種類等	年金の種類	厚生年金保険法の 国民年金法の 船員保険法の
	障害等級	イ ロ ハ ニ 級 級 級 級 障害年金
	支給される年金の額	円
	支給されることとなった年月日	年 月 日
	基礎年金番号及び厚生年金等の年金証書の年金コード 所轄年金事務所等	

(注 意)

一、所定労働時間後に負傷した場合には、③及び④欄については、当該負傷した日を除外して記載してください。

二、別紙1①欄には、平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養等のために休業した期間があり、その期間及びその期間中に受けた賃金の額を算定基礎から控除して算定した平均賃金に相当する額が平均賃金の額をこえる場合に記載し、控除する期間及び賃金の内訳を別紙1②欄に記載してください。この場合は④欄に、この算定方法による平均賃金を記載してください。

三、別紙2は、⑥欄の「賃金を受けなかった日」のうち業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうち一部(部分)については、当該負傷の日(別紙2において「前休業日」という)が含まれる場合に限り添付してください。

四、請求人(申請人)が特別加入者であるときは、④、⑤、⑥、⑦、⑧欄には、その者の給付基礎日額を記載してください。その他の資料を添付してください。

五、事業主の証明は受ける必要はありません。第二回目以後の請求(申請)の場合には、④、⑤、⑥、⑦、⑧欄については、前回の請求又は申請後の分について記載してください。

六、事業主の証明は受ける必要がないこと。必要ありません。

七、「事業主の氏名」の欄、「病院又は診療所の診療担当者氏名」の欄及び「請求人(申請人)」の欄は、記名押印することによって、自筆による署名をすることができず、

職種はなるべく具体的に、作業内容がわかるように記入してください。

別紙の「平均賃金算定内訳」によって計算された平均賃金額を記入します。

④どのような場所で、⑤どのような作業をしているときに、⑥どのような物または環境に、⑦どのような不安全または有害な状態があって、⑧どのような災害が発生したかを、わかりやすく記入してください。

表面の記入枠を訂正したときの訂正印欄

削 字 印
加 字

同一の傷病について厚生年金保険等の年金を受給している場合のみ記入してください。

社会保険士 労務記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
		印	

様式第8号別紙1表面

様式第8号(別紙1) (表面)

労働保険番号					氏名		災害発生日月日					
府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	東食 太郎		26年 7月 27日					
1	3	3	0	7					○	○	○	○

この欄には、労働日数等に関係なく一定の期間によって支払われた賃金を記入します。

平均賃金算定内訳

(労働基準法第12条参照のこと。)

雇入年月日		8年 4月 1日			常用・日雇の別		常用・日雇			
賃金支給方法		月給・週給・日給・時間給・出来高払制・その他請負制			賃金締切日		毎月 末 日			
A	よって支払ったもの 月・週その他一定の期間に	賃金計算期間		4月 1日から 4月 30日まで	5月 1日から 5月 31日まで	6月 1日から 6月 30日まで	計			
		総日数		30日	31日	30日	(イ)	91日		
		賃金		基本賃金	220,000円	220,000円	220,000円	660,000円		
				家族手当	30,000	30,000	30,000	90,000		
				通勤手当	6,640	6,640	6,640	19,920		
		計	256,640円	256,640円	256,640円	(ロ)	769,920円			
B	日若しくは時間又は出来高払制その他	賃金計算期間		4月 1日から 4月 30日まで	5月 1日から 5月 31日まで	6月 1日から 6月 30日まで	計			
		総日数		30日	31日	30日	(イ)	91日		
		労働日数		23日	23日	22日	(ハ)	68日		
		賃金		基本賃金						
				残業手当	36,250	31,030	40,100	107,380		
		計	36,250円	31,030円	40,100円	(ニ)	107,380円			
総計			292,890円	287,670円	296,740円	(ホ)	877,300円			
平均賃金		賃金総額(ホ) 877,300円 ÷ 総日数(イ) 91 = 9,640円 65銭								
最低保障平均賃金の計算方法										
Aの(ロ) 769,920円 ÷ 総日数(イ) 91 = 8,460円 65銭(ク)										
Bの(ニ) 107,380円 ÷ 労働日数(ハ) 68 × 60/100 = 947円 47銭(ト)										
(ク) 8,460円 65銭 + (ト) 947円 47銭 = 9,408円 12銭 最低保障平均賃金										
日日雇い入れられる者の平均賃金(昭和38年労働省告示第52号による。)	第1号又は第2号の場合	賃金計算期間	労働日数又は労働総日数	賃金総額	平均賃金(イ÷ロ) × 73/100					
	第3号の場合	都道府県労働局長が定める金額				円				
	第4号の場合	従事する事業又は職業				円				
	第4号の場合	都道府県労働局長が定めた金額				円				
漁業及び林業労働者の平均賃金(昭和24年労働省告示第2条による。)	平均賃金協定額の承認年月日		年 月 日	職種	平均賃金協定額 円					
① 賃金計算期間のうち業務外の傷病の療養等のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金 (賃金の総額(ホ) - 休業した期間にかかる②の(リ)) ÷ (総日数(イ) - 休業した期間②の(チ)) (円 - 円) ÷ (日 - 日) = 円 銭										

賃金締切日を記入します。

災害発生日の直前の賃金締切日から遡って3ヶ月間が平均賃金算定期間となりますので、当該期間における賃金計算期間を記入します。

該当する賃金計算期間中に実際に労働した日数を記入します。

両方を比較して、いずれか高い方が平均賃金とされますので、本例の場合は9,640円65銭となります。

この欄には、労働日数や労働時間に応じて支払われた賃金を記入します。

様式第8号別紙1裏面

様式第8号(別紙1) (裏面)

② 業務外の傷病の療養等のため休業した期間 及びその期間中の賃金の内訳					
賃金計算期間	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	月 日から 月 日まで	計	
業務外の傷病の療養等のため 休業した期間の日数	日	日	日 (イ)	日	
休業した期間中の療養等のため	基本賃金	円	円	円	円
	手当				
	手当				
	計	円	円	円 (ウ)	円
休業の事由					

負傷又は発病の日以前2年間(雇入後2年に満たない者については、雇入後の期間)に支払われた賞与等について記入します。

③ 特 別 給 与 の 額	支払年月日	支払額
	26年7月10日	250,000円
	25年12月10日	350,000円
	25年7月10日	235,000円
	24年12月10日	330,000円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

[注意]

③欄には、負傷又は発病の日以前2年間(雇入後2年に満たない者については、雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(特別給与)について記載してください。

ただし、特別給与の支払時期の臨時的変更等の理由により負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を特別支給金の算定基礎とすることが適当でないと思われる場合以外は、負傷又は発病の日以前1年間に支払われた特別給与の総額を記載して差し支えありません。